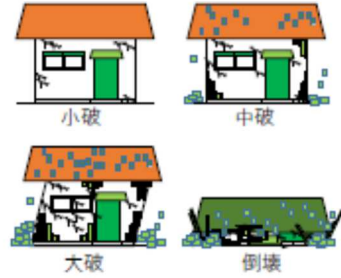


耐震診断・耐震化の重要性

住宅・建築物を耐震化することで、地震による被害を軽減することができます。特に、建築時期が古い住宅や建築物で倒壊等の大きな被害が発生していて、昭和56年の建築基準法改正により新耐震基準が導入される以前の旧耐震基準で建設されたものの被害が顕著に大きくなっています。

まずは、耐震診断を行い自分の家が安全か確認しましょう。耐震診断の結果は、**上部構造評点**という数値で表され、評点が高いほど地震に強いことを意味し、評点が1.0未満の場合、大地震時に倒壊の恐れがあります。耐震性が不足する場合は、建物の耐震化を検討しましょう。耐震化を行うことで、大地震時に建物の倒壊を防ぐだけでなく、家の被害を少なく抑えることができます。



大地震時の被害想定の日安

被害	震度	5弱	5強	6弱	6強	7
無被害		1.0 1.3	1.3			
小破		0.4 0.7	1.0	1.3		
中破			0.7	1.0	1.3	
大破			0.4	0.7 1.0	1.3	
倒壊				0.4	0.7 1.0	1.3

出典：国立大学法人名古屋工業大学高度防災工学センター

住まいづくりに活用できる支援制度

■居住誘導促進事業 輪島市居住誘導区域内での住宅の新築 (最大100万円)

■マリントウン街並み景観形成事業 マリントウンで景観形成基準に適合した住宅を新築 (最大120万円)

■空家住宅確保支援事業 移住者世帯の空家の購入 (最大100万円)
移住者世帯が購入した空家のリフォーム (最大100万円)

■空家等利活用推進事業 空家データベース掲載の物件を購入し行うリフォーム (最大100万円)
※耐震性が不足する空家の場合は耐震改修が必須

まちづくり推進課：TEL (0768) 23-1156

■輪島産材利活用推進事業 一定の輪島産材を活用した住宅 (最大60万円)
農林水産課：TEL (0768) 23-1141

■自立支援型住宅リフォーム推進事業 高齢者等の在宅生活の維持向上を目的としたリフォーム (最大100万円)
福祉課(身体障害者)：TEL (0768) 23-1161

■下水道等普及促進助成金 新規に公共下水道等に接続する工事等 (最大10万円)
和式トイレから腰掛式トイレへの改造 (最大10万円)
上下水道局：TEL (0768) 22-222

■省エネルギー住宅の推進 省エネ住宅の新築・購入や耐震改修にあわせて省エネ改修お考えの方が利用できる、国・県の支援制度もありますので参考にしてください。



国の省エネ補助



断熱リフォーム



県の省エネ化補助

Wajima住まい館

住まいの耐震化に関する相談等、住まいのことを何でも、専門家に相談できる場所があります。お気軽にご利用ください。

輪島市河井町5部287番地1
電話 (0768) 23-4085
E-mail sumai.wajima@outlook.jp



耐震診断・耐震化のすすめ

「輪島市住宅耐震化促進事業」のご案内

令和6年能登半島地震により被災した住宅
(一部損壊以上に限る)が補助の対象となりました!!

また
建替・除却工事の市内業者施工の要件がなくなりました。

(令和6年7月1日改正)

耐震改修工事 ⇒最大で **150万円**まで補助!

耐震改修工事に併せて**安全対策工事**を行うことでさらに**50万円**まで補助!

建替え工事 ⇒最大で **150万円**まで補助!

除却工事 ⇒最大で **50万円**まで補助!

〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地

<耐震補助に関すること>

輪島市建設部まちづくり推進課

TEL：(0768) 23-1156

FAX：(0768) 23-1198

MAIL：machi@city.wajima.lg.jp



<税金に関すること>

輪島市総務部税務課

TEL：(0768) 23-1126

FAX：(0768) 23-1127

MAIL：zeimu@city.wajima.lg.jp

補助金申請の流れ

昭和56年5月31日以前に建築された住宅にお住まいの方又は
令和6年能登半島地震により被災された住宅（一部損壊以上）

① 事前相談（まちづくり推進課）

② 事業認定申請（耐震診断）

③ 事業の認定

事業認定前に工事着手した住宅は、補助金の交付を受けられませんので、必ず工事着手前に事業認定の申請を行い、市から認定を受けて下さい。

建替え・除却・診断のみの場合

④ 耐震診断・耐震設計

耐震診断後6ヶ月以内に耐震改修工事を行う場合 限度額20万円まで補助

④ 耐震診断

耐震診断費用の3/4（限度額9万円）を補助します。

⑤ 補助金申請交付申請兼実績報告（耐震診断）

※耐震化を実施しない場合はここで終了

⑥ 事業認定申請（耐震改修・建替え・除却）

⑦ 事業の認定（耐震改修・建替え・除却）

⑧-1 耐震改修工

上部構造評点1.0以上が対象
限度額150万円まで補助！

⑧-2 安全対策工事

屋根・外壁の飛散・落下防止工事
限度額50万円まで補助！

⑧ 建替え工事

上部構造評点1.0未満の住宅の解体を行い、当該建築物と同一敷地に住宅を建築する工事

限度額150万円まで補助！

⑧ 除却工事

上部構造評点1.0未満の住宅のすべてを解体、撤去及び処分する工事

限度額50万円まで補助！

※建て替えと除却の併用は出来ません

⑨ 補助金交付申請兼実績報告

耐震診断

1. 事業の概要

住宅が地震に対してどの程度耐える能力を持っているか耐震診断で調査し、住宅の強度が不足する箇所に補強計画をした耐震設計に対して費用の一部を支援する制度です。

2. 補助対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築された戸建住宅又は令和6年能登半島地震により被災した戸建住宅。

3. 補助対象事業

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づき建築物の耐震性について判定する診断及び耐震設計とします。

4. 補助金と負担の割合

耐震診断・耐震設計に要する経費の3/4の金額を補助します（限度額9万円）。

ただし、耐震診断を行ってから半年以内に耐震改修工事までする場合は、耐震診断・耐震設計に要する経費の全額を補助金します（限度額20万円）。

耐震改修工事・安全対策工事

1. 事業の概要

この制度は、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保することを目的に、住宅の耐震改修工事及び安全対策工事の費用の一部を補助する制度です。

2. 補助対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築された戸建住宅又は令和6年能登半島地震により被災した戸建住宅

3. 補助対象事業

◎耐震改修工事：耐震診断・耐震設計に基づき行う耐震改修工事。

◎安全対策工事：屋根や外壁に対して行う、飛散・落下を防止するための工事。

※耐震改修工事の費用と重複する部分は対象になりません。

4. 補助金額と負担の割合

◎耐震改修工事：耐震改修工事に要する経費の全額（一件あたり限度額150万円）

◎安全対策工事：安全対策工事に要する経費の全額（一件あたり限度額50万円）

■固定資産税の減税について（上部構造評点1.0以上のみ対象）

現在の耐震基準に適合するように住宅の耐震改修を行った場合には、申告することで一定期間税金が減税されます（減税対象：一戸当たり120㎡相当分まで）。

■減税の要件

- ・昭和57年1月1日以前に建てられた住宅であること。
- ・現行の耐震基準に適合する耐震改修を行っていること。
- ・耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円以上であること。

■資産減税される期間と税額

耐震改修工事の完了時期	減額期間	税額
令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	1年度分	1/2

■所得税の税額控除の申告について

令和5年12月31日までに住宅の耐震改修を行ったときは所得税の控除が受けられます。控除の詳細や申告につきましては、輪島税務署にお問い合わせ下さい。
TEL (0768) 22-2241

建替え工事・除却工事

※公費解体制度との併用はできません

1. 事業の概要

この制度は、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保することを目的に、耐震診断の結果、耐震性の不足する住宅の建替え・除却工事の費用の一部を補助する制度です。

2. 補助対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築された戸建住宅又は令和6年能登半島地震により被災した戸建住宅

3. 補助対象事業

◎建替え工事：耐震診断に基づき耐震性のない住宅を解体し同一敷地で住宅を建築する工事

※建築士が設計及び監理を行い省エネ基準に適合する住宅とする必要があります。

敷地が土砂災害特別警戒区域等の場合は相談が必要です。

◎除却工事：耐震診断に基づき耐震性のない住宅をすべて解体し、除却及び処分する工事

※居住誘導区域内に住宅を建築する必要があります。

4. 補助金額と負担の割合

◎建替え工事：建替え工事に要する経費の全額（一件あたり限度額150万円）

◎除却工事：除却工事に要する経費の全額（一件あたり限度額50万円）

※建替え・除却に要する経費は、補助対象住宅の延床面積に23,000円を乗じた額となります。